

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律第201号				
手続名	道の位置の指定			根拠条項	法第42条第1項第5号				
審査基準	<p>○施行令第144条の4（道に関する基準）</p> <p>○勾配が急な指定道路の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路部分には、コンクリート又はアスファルト舗装の上、滑り止めの処置を施すことが望ましい。</li> <li>・勾配が12%を超える部分や階段状の部分が、その道路の一部の小区間に限定されること。</li> </ul> <p>○「佐賀県道路位置指定の手引き」（平成30年10月）</p>								
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間	30日	目次
							標準経由期間	日	No.